環境保全行動計画 自動車使用管理計画 マニュアル説明会

> 平成22年2月17日(水) 札幌市環境局環境管理担当課

目次

- □環境保全行動・自動車使用管理計画の概要
- □計画書・報告書の作成方法
- □各種支援策

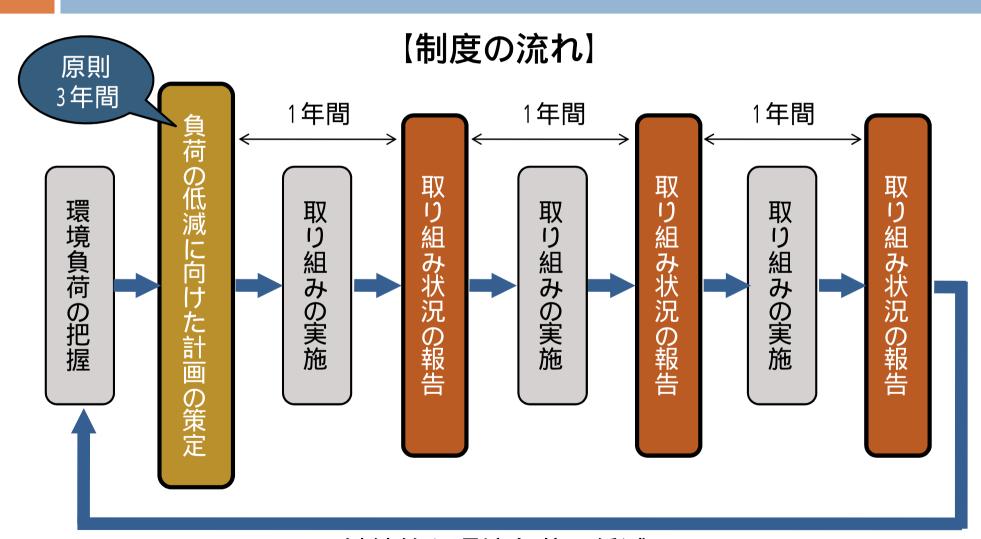
概要(1/2)

・平成14年 札幌市生活環境の確保に関する条例 の制定により導入

・一定規模以上の事業者に、環境への負荷の低減に 向けた計画を策定し、その取り組み状況を毎年度報 告することを義務付ける制度

・環境マネジメントシステムの簡易的な手法を提供

概要(2/2)



継続的な環境負荷の低減

札幌市生活環境の確保に関する条例

平成21年12月 札幌市生活環境の確保に関する条例、施行規 則の一部を改正

【環境保全行動・自動車使用管理計画に関わる改正のポイント】

公表方法

計画・報告とも、自主公表から市長公表へ

対象となる事業者の拡大

- ·EMS認証取得している事業者も対象に
- ·対象となる事業者の<u>要件の拡大</u>

対象となる事業者の要件(1/4)

環境保全行動計画の対象事業者

(札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則第12条第1項)

以下の<u>いずれか</u>に該当する事業者

札幌市内において常時使用する従業員数が<u>100人以上</u>、かつ、事業所として使用している建築物の床面積の合計が5,000m以上

(連鎖化事業者(フランチャイズチェーン)を含む)

札幌市内における燃料・熱・電気の年度の使用量が原油換算で<u>1,500</u>kL以上

(連鎖化事業者(フランチャイズチェーン)を含む)

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第5条第6号から第11号までに規定する事業者で、札幌市内において常時使用する従業員数が21人以上、かつ、温室効果ガス(非エネルギー起源による二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄)の種類ごとに、すべての事業所の排出量の合計が二酸化炭素換算で3,000トン以上

対象となる事業者の要件(2/4)

【燃料・熱・電気の原油換算】

「(別紙1)燃料等原油換算シート」を用いて換算

使用した燃料・熱・電気ごと に年間の使用量を集計

の使用量に単位発熱量 を乗じて発熱量(GJ)を求 める

の発熱量に 0.0258kL/GJを乗じて原 油換算

1500kL以上で対象

燃料	燃料等の種類		年度の使用量		単位発熱量		換算係数		
	灯油			kL	36.7	: GJ/kL		:	: kL
事業所	A重油			kL	39.1	GJ/kL	0.0258	kL/GJ	kL
所	B重油			kL	41.7	: GJ/kL			kL
Ţ	C重油			kL	41.7	: GJ/kL			: kL
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	液化石油ガ ス(LPG)			t	50.2	GJ/t			kL
除用	都市ガス1			干㎡	46.0	GJ/千㎡	0.0200	. KL/00	kL
	虚 上 昼間	引		于kWh	9.97	GJ/千kWh			: kL
燃燃	電力構物	うじゅう	:	于kWh	9.28	:GJ/千kWh			: kL
る燃料等	熱供給 (蒸気)			GJ	1.36	GJ/GJ		:	kL
自	ガソリン (レギュラ・ ・ハイオク	-		kL	34.6	GJ/kL			kL
動	軽油		:	kL	38.2	: GJ/kL		: : <u></u> .	kL
自動車用燃料	天然ガス (CNG)			∓m³	40.9	: GJ/千㎡	0.0258	kL/GJ	kL
4.1	液化石 ス(LPG			t	50.2	GJ/t			 kL
	合 計						kL		

対象となる事業者の要件(3/4)

【温室効果ガスの二酸化炭素換算】

「(別紙2)二酸化炭素排出量計算シート」を用いて換算

対象となる排出活動 について、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行例」に基づ〈算定方法 により算出した温室効果ガスごとの排出量を集計

の排出量に温室効果ガスごと の地球温暖化係数を乗じて二 酸化炭素排出量に換算

温室効果ガスの種類	年度の排出量	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 ×
非エネルギー起源CO2	: t	1	: t-CO2
メタン(CH4)	: t	21	: t-CO2
一酸化二窒素(N2O)	: t	310	: t-CO2

温室効果ガスの種類		年の排出量	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 ×
1)	HFC-23	: t	11700	: t-CO2
カイド	•		•	
▋ボワ	•		•	: .
対対	HFC-43-10mee	: t	1300	: t-CO2
		: t-CO2		
	PFC-14	: t	6500	: t-CO2
취 ^۲	•	•	•	• : •
ボフ	•	•	•	· : ·
編オ	PFC-51-14	: t	7400	: t-CO2
		小 計	`	: t-CO2
六ふっ化硫黄(SF6)		; t	23900	: t-CO2

(各温室効果ガスごとに) 3000t以上で対象 地球温暖化係数: 温室効果ガスごとの地球温暖化をもたらす程度に ついて二酸化炭素との比を表わした値

具体的な対象活動、算定方法については、環境省Webページに掲載の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照して〈ださい。

対象となる事業者の要件(4/4)

自動車使用管理計画の対象事業者

(札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則第15条第1項)

札幌市内において事業の用に供するために使用する自動車注1 が<u>50台以上</u>の事業者

【注1:事業の用に供するための自動車とは・・】

自動車検査証に記載されている「使用の本拠の位置」が札幌市内である自動車又は市内の事業所で管理・保有している自動車で、以下の自動車を除くものをいいます。

- ・二輪自動車・被けん引自動車・1年未満の借り受けによる自動車
- ・商品として展示している自動車
- ・不特定多数の者が短期間使用する自動車(レンタカー(貸出用)、教習車等)

対象となる事業者の責務(1/2)

環境保全行動・自動車使用管理計画の策定・計画書の提出

- 環境への負荷の低減に取り組むための計画を策定し、これを記載した書面 (計画書)を市長に提出

<計画書の主な内容>

事業活動の概要

基本的な方針

行動目標

二酸化炭素排出量削減を含む環境への負荷低減の目標 行動計画

行動目標を達成するための手段、日程、責任部署等実施体制

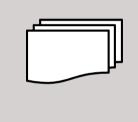
策定義務のない事業者も自主的な取り組みとして計画書を 任意で提出することができます。

対象となる事業者の責務(2/2)

環境保全行動・自動車使用管理実施報告書の提出

計画書に基づ〈取り組みの実施状況を記載した書面(報告書)を市長に提出

< 報告書の主な内容 > 行動目標の達成状況 行動計画の実施状況 法規制の遵守状況 点検 見直し 等

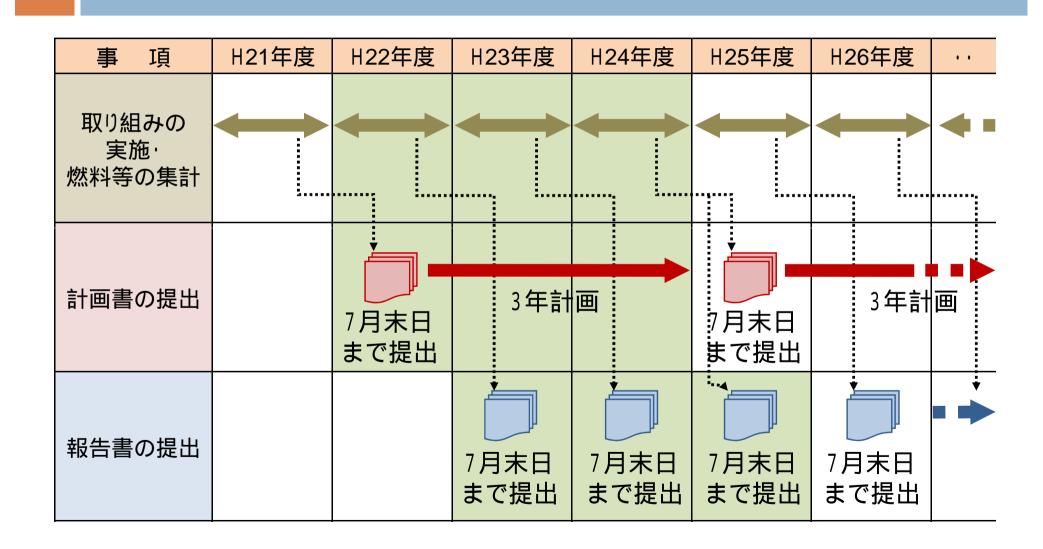


環境保全行動・自動車使用管理計画変更書の提出

計画の内容を変更したときは、その変更の内容を記載した書面(計画変更書) を市長に提出

計画書を提出した事業者は、計画期間中に提出要件に該当しなくなった場合も、当該計画期間は報告書や計画変更書の提出が必要です。

計画書・報告書の提出時期(イメージ)



提出書類

	計画	報告	計画変更
	(様式1)計画提出書	(様式2)報告提出書	(様式3)計画変更書
	(別添)計画書	(別添)報告書	-
	(別紙1) 燃料等使用量原油 換算シート	(別紙1) 燃料等使用量原油 換算シート	-
提出書類	(別紙2) 二酸化炭素排出量 計算シート	(別紙2) 二酸化炭素排出量 計算シート	-
	(別紙3) 設備概要報告シート	_	-
	(EMS認証登録証の 写し)	-	_

計画書・報告書の作成方法

Excel版様式を用いてご説明します。

提出方法等

	計画	報告	計画変更
提出方法	原則、電子ファイルで Eメール、持参又は郵送 ^{注2}		
提出期限	4月1日~7月31日まで		計画変更後速やかに
提出先	札幌市 環境局 環境都市推進部 環境管理担当課 kan.ems@city.sapporo.jp		

提出方法等

【注2:提出方法について】

持参及び郵送で提出する場合は、CD-Rにデータを入れて提出して〈ださい。

提出の際、ファイル名は変更せずに、事業者名を付けたフォルダに収めて提出してください。

以下の拡張子のファイルは受け取ることができないので、ご注意 〈ださい。

< 開〈事ができない主な拡張子 >

- .exe アプリケーション
- .Ink ショートカット
- .mdb Microsoft Acccessアプリケーション
- .url インターネットショートカット

現行どおり、紙での提出も可能です。

市長が公表する範囲(1/2)

□計画書

	内容	公表の有無			
(1	(樣式1)環境保全行動・自動車使用管理計画提出書				
	事業の概要				
	事業の規模				
	提出根拠				
	計画書の担当部署	×			
	計画期間				
	環境マネジメントシステムの認証登録				
	の有無及びその種類				
()	引添)環境保全行動・自動車使用管理計	画書			
	1 基本方針				
	2 行動目標				
	3 行動計画	×			
	4 環境保全に係る実施体制	×			
	5 その他	×			

(別紙1)~(別紙3) については公表いた しません。



EMS認証取得して いる事業者は記入を 要しません。

市長が公表する範囲(2/2)

□報告書

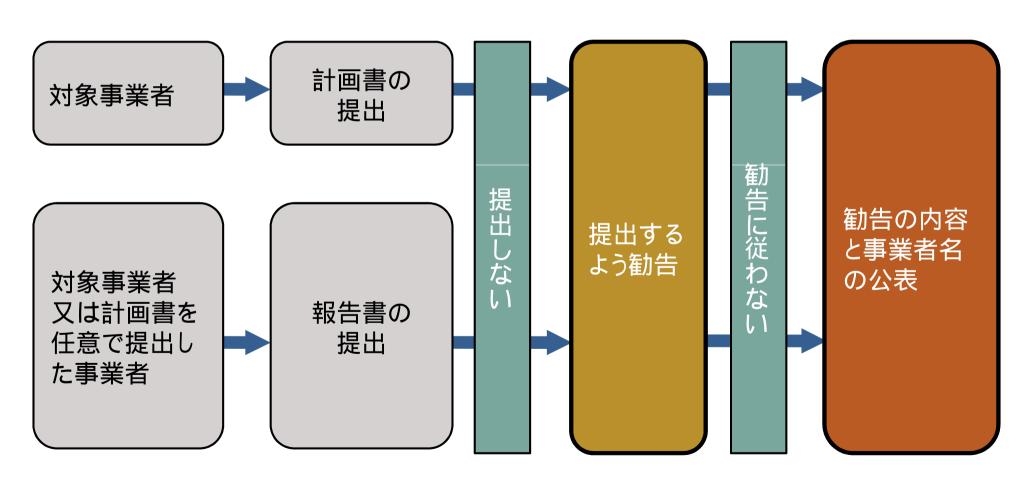
内容	公表の有無				
(樣式2)環境保全行動·自動車使用管理実施報告提出書					
報告期間					
事業の規模					
報告書の担当部署	×				
計画書提出根拠					
計画期間					
(別添)環境保全行動・自動車使用管理実施	施報告書				
1 行動目標の達成状況					
2 行動目標達成・未達成の理由					
3 行動計画の実施状況及び見直し	×				
内容	^				
4 その他(環境保全活動の取り組み	×				
等)の実施状況					

(別紙1)~(別紙2) については公表いた しません。

EMS認証取得している事業者は記入を要しません。

勧告·公表

(札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則第17条、第18条、第27条、第28条)



サッポロECOメニュー

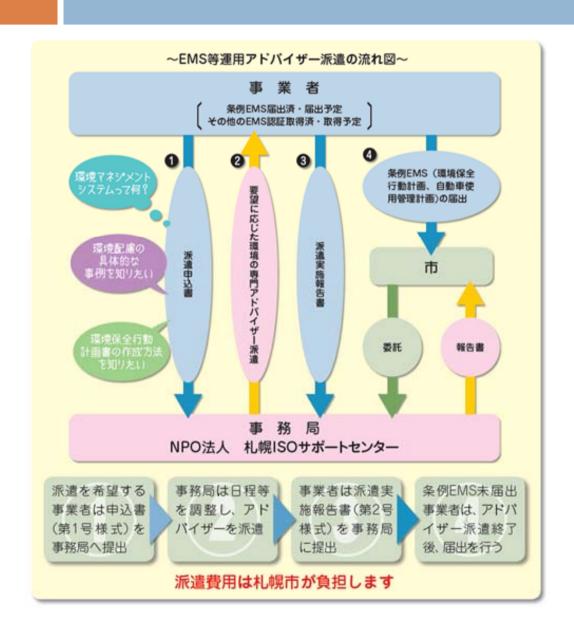


事業者の自主的な環境配慮 活動の実施及び計画の策定を 支援するガイドブックとして、 「サッポロECOメニュー」を発行 しています。

このガイドブックでは、環境配慮の具体的な取り組み事例として、 節水・節電などのすぐに始められるものから、省エネ機器の導入といったものまで、各業種別の特性を反映して、幅広〈段階的な取り組みを紹介しています。

~ サッポロECOメニューシリーズ ~					
百貨店・スーパー編	ホテル・旅館業編	道路運送業編			
金融 · 保険 · 不動産業編	建設業編	食品製造業編			
広告·印刷業編	教育機関編	医療機関編			

EMS等運用アドバイザー派遣制度



既に環境マネジメントシステム に取り組んでいる事業者、これ から取り組もうとしている事業者 を対象として、環境マネジメント システムの専門家を派遣してい ます。

事業活動の現場に専門家が 出向き、「環境マネジメントシス テムとは何か」「より効果的な実 践方法」など、ニーズに沿ったア ドバイスを行い、事業者の取り 組みを支援します。

お問い合わせ先

- □札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当課
- □ 電話:011-211-2879
- □ FAX:011-218-5108
- □ Eメール: kan.ems@city.sapporo.jp
- □ ホームページ:
 http://www.city.sapporo.jp/kankyo/managem
 ent/ems_jyorei/index.html